

出雲地区合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 出雲地区合併協議会規約(以下「規約」という。)第14条第2項の規定に基づき、出雲地区合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、2市4町の合併の必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、2市4町の助役の職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に次の役員を置く。

(1) 幹事長 1名

(2) 副幹事長 2名

3 役員は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会等)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 幹事会は、所掌事務に関する専門的事項について、必要に応じてプロジェクトを置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第15条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月18日から施行する。